

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年 6 月28日
【会社名】	ナノキャリア株式会社
【英訳名】	NanoCarrier Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長CEO 松 山 哲 人
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋一丁目 4 番10号
【電話番号】	03-3241-0553
【事務連絡者氏名】	取締役コーポレート本部長 藤 本 浩 治
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区京橋一丁目 4 番10号
【電話番号】	03-3241-0553
【事務連絡者氏名】	取締役コーポレート本部長 藤 本 浩 治
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社は、2021年6月24日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2021年6月24日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行います。

当社は、2021年4月より本社経営効率の向上を図るため、本社機能を千葉県柏市から東京都中央区に移転しておりますが、実際の本店業務に合わせて、現行定款第3条に定める本店の所在地を変更するものであります。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

監査等委員会設置会社への移行に伴い、取締役全員（6名）は、第1号議案による定款変更の効力発生の時をもって任期満了となるため、松山哲人、秋永士朗、藤本浩治、岡野光夫、片岡一則、松村淳、飯野智、長谷川由紀の8名を取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）に選任するものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員会設置会社への移行に伴い、宮嶋勝春、中山美恵子、川井隆史の3名を監査等委員である取締役に選任するものであります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

監査等委員会設置会社への移行に伴い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額200百万円以内（うち社外取締役分年額50百万円以内、使用人分給与含まず）とするものであります。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員である取締役の報酬額を年額40百万円以内とするものであります。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額設定の件

監査等委員会設置会社への移行に伴い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して、譲渡制限付株式を付与するものとし、そのために支給する金銭報酬債権の総額は、当社取締役の報酬枠とは別枠で年額50百万円以内（うち社外取締役10百万円）、発行又は処分される当社の普通株式の総数は、年200,000株以内とするものです。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案 定款一部変更の件	317,572	7,505	-	(注) 1	可決 92.27
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)8名選任の件					
松山 哲人	313,475	11,582	-	(注) 2	可決 91.09
秋永 士朗	314,448	10,609	-		可決 91.37
藤本 浩治	313,650	11,407	-		可決 91.14
岡野 光夫	314,007	11,050	-		可決 91.24
片岡 一則	314,313	10,744	-		可決 91.33
松村 淳	313,552	11,505	-		可決 91.11
飯野 智	314,013	11,044	-		可決 91.24
長谷川由紀	312,913	12,144	-		可決 90.92
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件					
宮嶋 勝春	314,917	10,190	-	(注) 2	可決 91.49
中山美恵子	315,237	9,870	-		可決 91.59
川井 隆史	313,313	11,794	-		可決 91.03
第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件	307,635	17,470	-	(注) 3	可決 89.38
第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件	308,203	16,907	-	(注) 3	可決 89.54
第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額設定の件	307,803	17,307	-	(注) 3	可決 89.42

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
3. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以 上